

日本大学薬学部教員資格審査基準(抜粋)

(趣旨)

第1条 日本大学大学院薬学研究科(以下「本研究科」という)及び日本大学薬学部(以下「本学部」という)の教員の資格審査は、教員資格審査規程、教員規程、助教規程、助手規程、日本大学任期制教員規程及び日本大学特任教授に関する規程に定めるところによるほか、この基準により行う。

(本研究科教員資格)

第2条 本研究科の教員となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。以下同じ。)を有するもの(公刊された著書、論文又は報告等によって、博士の学位を有する者と同等以上と認められる者を含む。以下同じ。)であって、学術論文を審査年度及び審査年度の前年までの5年間に欧文であるもの3編以上を含む5編以上(以下「大学院教員資格相当の論文発表実績」という)を発表しているもので、かつ、その担当する専門分野について高度の教育研究上の指導能力を有すると認められるものとする。

(本学部教員資格)

第3条 本学部の教員となることのできる者は、第4条から第8条のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野について教育研究上の指導能力を有すると認められるものとする。

(教養系研究室を除く研究室に所属する教員の資格)

第4条 研究室(教養系研究室を除く)に所属する教員となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

① 教授 次のいずれかに該当する者。ただし、現に本学部の教員である者については、(2)は適用せず、(1)の学術論文のうち少なくとも1編は現職に就任以降に筆頭著者(連絡著者を含む。以下同じ)として公表したものを含むものとする。

(1) 博士の学位を有する者であって、学術論文を大学院教員資格相当の論文発表実績を含め20編以上発表しているもの

(2) 博士の学位を有する者であって、産業界、行政その他における優れた業績を有するもの